

<マンション管理者向け>

ごみ処理手数料等に関する アンケート御協力をお願い

令和4年●月

平素は、京都市のごみ処理事業の円滑な運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ごみ（一般廃棄物）を排出する事業者の皆様には、ごみ収集運搬業者に処理を依頼したり、クリーンセンターへごみを持ち込んだりする際、ごみ処理手数料をお支払いいただいておりますが、現在、そうした手数料のあり方等について、当審議会及びその下に設置した部会で議論を行っているところです。

このたび、議論を進めるうえでの基礎資料を得ることを目的に、マンションの管理をされている方にアンケートをお願いすることといたしました。

御多忙中誠に恐縮ではございますが、アンケートの趣旨を御理解いただき、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、アンケート結果は統計的に処理したうえで公開する予定ですが、回答いただいた方の個別の情報が出ることはありませんのでご安心ください。

誠に勝手ではございますが、この調査票は

令和4年●月●日（●）

までに返信いただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

※御不明な点等ございましたら、お手数ですが、次の連絡先までお問合せください。

【連絡先】

- ・京都市廃棄物減量等推進審議会事務局
（京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課）
担当：●●
TEL：075-222-3946 FAX：075-213-0453

【回答方法】

本用紙を同封した返信封筒にてご返送いただくか、右記の二次元コードから電子データをダウンロードし、メールで返送いただくこともできます。



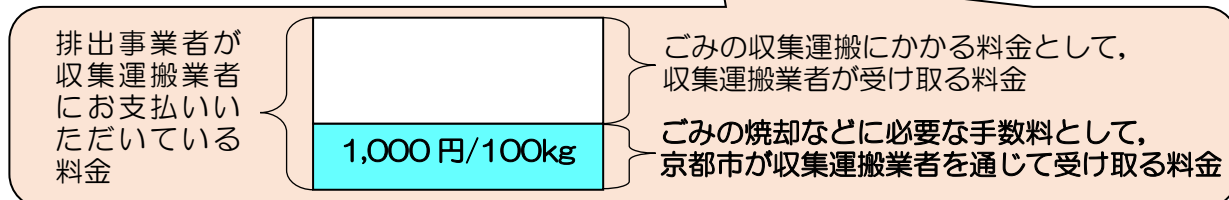
＜審議会（部会）における主な議論内容（予定を含む）＞

1 搬入手数料の体系と金額の水準

事業ごみの処理に係る各主体（市、事業者）の責任と費用負担のあり方及びリサイクル促進の観点などを踏まえ、持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料の体系や金額は今後どうあるべきか。

議論の対象となるごみと現行の搬入手数料

事業ごみの種類	搬入方法（料金徴収方法）	現行手数料（100kg 当たり）
持込ごみ	排出者が搬入・支払い （排出者から直接徴収）	～100 kg : 1,000 円 101 kg～600 kg : 1,500 円 601 kg～ : 2,000 円
業者収集ごみ	収集運搬業者が搬入・支払い （排出者と収集運搬業者の 契約料金の中に含まれる）	1,000 円



2 業者収集ごみの搬入手数料を排出事業者に負担いただくための方策

搬入手数料の適正化に当たっては、業者収集ごみが、手数料を本来負担いただくべき者（排出事業者）と実際に納付する者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）が異なるという特性を踏まえ、両者間の契約のなかで排出事業者に適切に負担いただくためにどのような方策が必要か。

3 民間リサイクルの促進のための方策

木質ごみ及び食品廃棄物について、ごみの排出実態や収集実態、リサイクル施設の稼働状況等を踏まえて、民間リサイクルを促進するためにどのような方策を講じるべきか。

＜参考＞京都市廃棄物減量等推進審議会及び部会について

京都市廃棄物減量等推進審議会は、本市のごみの減量に関する事項等を調査及び審議し、意見を述べるため、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関です。

現在、本審議会の下に、「ごみ搬入手数料等検討部会」を設置し、上記（１～３）に係る議論を行っているところです。本部会は、学識経験者、事業者団体、消費者団体など１０名の委員で構成しています。

審議内容については、以下のＨＰで公開しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000217406.html>

＜アンケート調査票＞

貴社（又は貴管理組合）が管理している共同住宅等のごみの処理等の状況について教えてください。アンケートの回答に当たっては、実際のごみ処理に係る事務を担当している方が別にいる場合は、その方とご相談のうえ、ご回答ください。

1 貴社の概要について

貴社名または管理組合名	
所在地	
電話番号（連絡先）	
御記入者	役職 お名前
京都市内における 共同住宅等管理物件の棟数	約 件 うち、賃貸物件 約 件（約 %） 分譲物件 約 件（約 %）
京都市内における 共同住宅等管理物件の戸数	約 戸 うち、賃貸物件 約 戸（約 %） 分譲物件 約 戸（約 %）

2 ごみの収集形態について

（１）貴社が管理する京都市内の共同住宅におけるごみの収集形態について品目別に概ねの割合を教えてください。【合計が 100%になるように記載】

	市収集※	業者収集※	計
燃やすごみ	％	％	100％
缶	％	％	100％
びん	％	％	100％
ペットボトル	％	％	100％
プラスチック製容器包装	％	％	100％
古紙類	％	％	100％
小型金属・スプレー缶	％	％	100％

※ 「市収集」は京都市による収集、「業者収集」はごみ収集業者（一般廃棄物収集運搬許可業者）による収集を指します。以下、同様。

(2)「燃やすごみ」について、どのような理由で市収集または業者収集になりましたか。

(ア) 市収集になった要因【該当番号に○印（複数回答可）】

1	管理者側での費用負担がないため
2	排出量（入居戸数）が少なく、収集定点に排出できるため
3	業者収集用の廃棄物保管場所を確保できなかったため
4	収集業者に相談したが、金額などで折り合いがつかなかったため
5	マンション所有者（オーナー）と調整がつかなかったため
6	その他（ ）

(イ) 業者収集になった要因【該当番号に○印（複数回答可）】

1	収集の頻度や時間を選ぶことができ、居住者にとって魅力になると考えたため
2	他の物件でごみ収集業者と契約しており、その対応がよかったため
3	廃棄物保管場所（ごみ置き場）が小さく、毎日収集が必要だったため
4	共同住宅建設時における地元との取り決めで決まっていたため
5	まち美化事務所に相談したが、物理的な課題により市収集を断られたため
6	その他（ ）

(3)「燃やすごみ」は業者収集、「燃やすごみ」以外の品目を市収集で出される場合もありますが、その理由を教えてください。【該当番号に○印（複数回答可）】

1	排出量が少なく、毎日回収が不要なため
2	品目を増やすことで回収経費が増えるため
3	近隣に市の資源回収定点があるため
4	ごみ収集業者に相談したが、対応してくれなかったため
5	その他（ ）

3 ごみ収集業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）との処理契約等について

「業者収集」を行っている物件について、お答えください。

(1) ごみ収集業者との契約状況等について

(ア) 契約書（電子を含む）をどの程度取り交わしていますか。【合計が100%になるように記載】

契約書を 取り交わしている	契約書を 取り交わしていない	合計
%	%	100%

(イ) ごみ収集業者との契約料金の中には、ごみ収集業者による収集運搬経費のほか、市の施設で処分するために市が徴収している手数料が含まれていることを、以前から知っていましたか。【該当番号に○印（複数回答可）】

1	ごみ収集業者からの書類（契約書や請求書等）に記載があるため、知っていた。
2	ごみ収集業者から口頭で説明を受けたため、知っていた。
3	市の広報物等を通じて知っていた。
4	知らなかった。

(2) 契約料金の体系及びごみの排出量の把握状況について

(ア) ごみ収集業者との契約の料金体系はどのようになっていますか。【合計が100%になるように記載】

定額料金制（ごみの排出量に増減があっても契約料金が変わらない）	排出量実績に基づく変動料金制	合計
%	%	100%

(イ) もし、契約料金の体系を自由に選択できる場合、どれを選びますか。また、その理由も教えてください。

料金体系【該当番号に○印】	その理由【該当番号に○印（複数回答可能）】
1 定額料金制	1 支払い金額が毎回同じでわかりやすいため 2 ごみの量が増えても、料金が変わらないため 3 その他（ ）
2 排出量実績に基づく変動料金制	1 ごみの量が減ると、料金が安くなるため 2 その他（ ）

(ウ) ごみの排出量をどのように把握していますか。【該当番号に○印（複数回答可）】

1 計量等により重量を把握している
2 袋数などおおよその排出量を把握している
3 ごみ収集業者に問い合わせる把握している
4 ごみ収集業者からの請求書等の書類で把握している
5 把握していない
6 その他（ ）

(3) 契約の見直しについて

(ア) 契約の見直しについてお尋ねします。【該当番号に○印】

(ア) 契約の見直しについて契約書への記載はありますか	1 あり	2 なし
(イ) 自社から見直しを相談したことはありますか	1 あり	2 なし
(ウ) ごみ収集業者から見直しの相談を受けたことはありますか	1 あり	2 なし

(イ) 平成20年4月から平成26年4月にかけて市の処分手数料を改定していますが、それを理由に、ごみ収集業者との契約を見直したことがありますか。

【該当番号に○印（複数回答可）】

1 契約内容（料金等）を見直したことがある
2 業者を変更したことがある
3 業者収集から市収集に切り替えたことがある
4 見直していない
5 ごみ収集業者との契約は平成26年4月以降である

(ウ) 上記(イ)以外の理由で、ごみ収集業者との契約を見直したこと(業者変更含む)がありますか。また、その理由も教えてください。【それぞれ該当番号に○印】

	その理由【複数回答可】
1 はい	1 ごみの排出量が増減したため 2 収集頻度等の条件を変えてもらうため 3 条件は変わっていないが、経費節減のため 4 その他()
2 いいえ	1 ごみの排出量や条件がほとんど変わっていないため 2 契約を見直す規定がないため 3 ごみの排出量を把握していないため 4 経費に占める割合が小さく考えることがないため 5 その他()

(エ) 定期的な契約の見直しはあった方が良いですか。【該当番号に○印】

1 はい	2 いいえ
------	-------

4 収集形態の見直しについて

(1) これまでに、市収集から業者収集、または業者収集から市収集へ変更をされたことはありますか。【該当番号に○印】

1 変更したことがある	2 変更したことはない
-------------	-------------

(2) 上記(1)で「1 変更したことがある」と回答した方にお聞きします。

(ア) 市収集から業者収集へ変更した理由を教えてください。【該当番号に○印(複数回答可)】

1 排出量が多く、近隣から苦情があったため
2 収集頻度を増やすため
3 収集時間を変更するため
4 マンション所有者(オーナー)の意向
5 その他()

(イ) 業者収集から市収集へ変更した理由を教えてください。【該当番号に○印(複数回答可)】

1 排出量が少なく、市の収集頻度※で対応が可能であったため
2 管理費を抑えるため
3 ごみ収集業者が収集を辞退したため
4 マンション所有者(オーナー)の意向
5 その他()

※ 燃やすごみは週2回、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装は週1回

5 ごみの分別について

(1) 入居者のごみの出し方について、お困りになっていることを教えてください。

【該当番号に○印（複数回答可）】

1	ごみの分別のルールを守っていただけない
2	ごみの排出の日時を守っていただけない
3	ごみの分別方法や排出方法を理解されていない
4	廃棄物保管場所（ごみ置場）が散乱している
5	その他（ ）

(2) 貴社が管理する共同住宅の入居者について、どのような分別・リサイクルの啓発を実施していますか。【該当番号に○印（複数回答可）】

1	入居契約時に、ごみの分け方・出し方の資料を配布し、説明している
2	定期的に、自社で作成した分別等の啓発チラシを配布（ポスティング）している
3	定期的に、市が作成した分別等の啓発チラシを配布（ポスティング）している
4	廃棄物保管場所（ごみ置場）に、分別ルールや排出方法等を掲示している
5	その他（ ）

(3) 本市が実施した調査では、業者が収集しているマンションの「燃やすごみ」にプラスチック製容器包装（以下、「プラ製容器包装」という。）の混入がみられます。このプラ製容器包装の分別を高める対策として、どのような対策が有効と考えますか。【該当番号に○印（複数回答可）】

1	入居者に対して、プラ製容器包装の分別に係る啓発を継続的に行う
2	プラ製容器包装の分別が進めばマンション管理者や入居者の費用負担が減少するなど、分別に対する経済的インセンティブを働かせる
3	プラ製容器包装の収集回数を増やす
4	【プラ製容器包装について、業者収集を選択している場合】 プラ製容器包装の専用ごみ袋を導入し、燃やすごみと区分する
5	【プラ製容器包装について、市収集を選択している場合】 プラ製容器包装について、市収集から業者収集に切り替え、入居者の分別排出をわかりやすくする
6	その他（ ）

(4) 入居者向けの啓発など、市への要望があれば、教えてください。

--